

宿 泊 約 款

2025年7月1日

(適用範囲)

第1条 当宿泊施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令または法令に基づくものをいう。以下同じ。）又は一般に確立された慣習によるものとしします。

2. 当宿泊施設が、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとしします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当宿泊施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当宿泊施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (4) その他当宿泊施設が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿泊施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当宿泊施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとしします。ただし、当宿泊施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当宿泊施設が定める申込金を、当宿泊施設が指定する日までにお支払いいただきます。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当宿泊施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとしします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当宿泊施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当宿泊施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当宿泊施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

第4条の2 当宿泊施設は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法（昭和23年法律第138号）第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当宿泊施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当宿泊施設が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という。）であるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）。
- (8) 宿泊しようとする者が、当宿泊施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

- (10) 青森県旅館業法条例第6条に規定する場合に該当するとき。

(宿泊契約締結の拒否の説明)

第5条の2 宿泊しようとする者は、当宿泊施設に対し、当宿泊施設が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当宿泊施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当宿泊施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当宿泊施設が申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約解除したときを除きます。）は、別表2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当宿泊施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当宿泊施設が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当宿泊施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後7時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当宿泊施設の契約解除権)

第7条 当宿泊施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

ただし、本項は、当宿泊施設が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
- (4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）。)
- (6) 宿泊客が、当宿泊施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれがある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき
- (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
- (8) 青森県旅館業法施行条例第6条の規定する場合に該当するとき

(9) 施設内での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当宿泊施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

2. 当宿泊施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊契約解除の説明)

第7条の2 宿泊客は、当宿泊施設に対し、当宿泊施設が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求められます。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当宿泊施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先

(2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号

(3) その他当宿泊施設が必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(施設の使用時間)

第9条 宿泊客が当宿泊施設を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。

ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当宿泊施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 超過1時間ごとに、お一人につき1,100円の室料金

3. 予約状況によっては、超過時間の制限又は超過使用を当宿泊施設がお断りする場合があります。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当宿泊施設内においては、当宿泊施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当宿泊施設の主な施設等の営業時間は備付けパンフレット、各所の刑事、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。この場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当宿泊施設が認めた宿泊券、クレジットカード、電子マネー、二次元コード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当宿泊施設が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当宿泊施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当宿泊施設の責任)

第 13 条 当宿泊施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当宿泊施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当宿泊施設は、万一の火災に対処するため、一般社団法人泊民宿協会による、不動産損壊保障に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当宿泊施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当宿泊施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当宿泊施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取り扱い)

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、棄損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当宿泊施設は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当宿泊施設がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当宿泊施設は、5 万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当宿泊施設にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当宿泊施設の故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当宿泊施設は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当宿泊施設に故意または重大な過失がある場合を除き、5 万円を限度として当宿泊施設はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当宿泊施設に到着した場合は、その到着前に当宿泊施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当宿泊施設に置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当宿泊施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の支持がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後外ヶ浜警察署に届けます。

3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当宿泊施設の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第 17 条 宿泊客が当宿泊施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当宿泊施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当宿泊施設の故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条 宿泊客の故意または過失により当宿泊施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当宿泊施設に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金などの内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料
	追加料金	②料理代金（夕食、朝食） ③チェックアウト延長料
	税金	④消費税（内税）

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

契約申込人数 ／ 契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	8日前
	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	0 %

※ 8日以前のキャンセルで、宿泊料が支払い済みの場合は、事務手数料として1,100円（税込）を差し引いた金額を返金いたします。その場合の返金手続きに必要な振込手数料は宿泊施設側で負担します。